

河内長野市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

I. 計画策定の背景

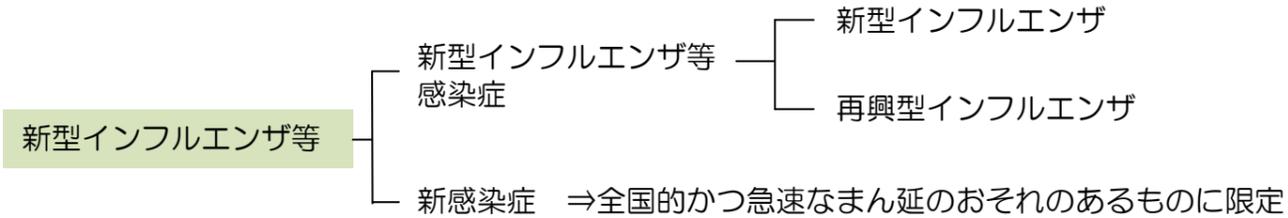
1. 新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されており、病原性の高い新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合を想定し、国家の危機管理として対応するため、平成 25 年 4 月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が施行され、国及び地方公共団体においては、対策の強化を図る必要がある。
2. 本市においては、特措法制定前から国及び大阪府の新型インフルエンザ対策行動計画を踏まえ、本市行動計画を策定していたが、今般、特措法第 8 条の規定に基づき、対策の充実や強化を図るため、新たな行動計画を策定する。

※今後、政府ガイドラインや専門的知見をもとにマニュアル等を整備し、対策の充実を図る。

<被害想定>

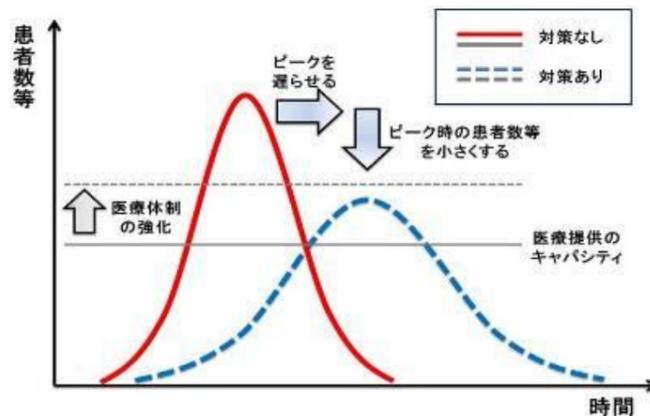
	全 国	大阪府	河内長野市
人口(H22)	約 1 億 2,806 万人	約 886 万人	約 11 万 5 千人
罹患者数(25%)	約 3,200 万人	約 220 万人	約 2 万 9 千人
(アジアインフルエンザ並みの致死率 0.53% の場合による推計)			
受診患者数	約 2,500 万人 (上限値)	約 173 万人 (上限値)	約 2 万 3 千人 (上限値)
入院患者数	約 53 万人 (上限値)	約 3 万 7 千人 (上限値)	約 500 人 (上限値)
死亡者数	約 17 万人 (上限値)	約 1 万 2 千人 (上限値)	約 150 人 (上限値)
1 日当たり最大入院患者数	約 10 万 1 千人 (流行発生から 5 週目)	約 7 千人 (流行発生から 5 週目)	約 100 人 (流行発生から 5 週目)

II. 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症



III. 対策の目的及び基本的な戦略

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
2. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限に抑える
 - ※社会の状況に応じて臨機応変に対応する
 - ※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮



<対策の効果 概念図>

IV. 行動計画のポイント

1. 住民接種の実施
2. 発生の状況に応じた医療体制等の整備
3. 特措法で新たに盛り込まれた各種の対応等を記載

主な項目	特 色	期待する効果
(1) 体制整備	●市長を本部長とした市対策本部の設置	・迅速な対応
(2) まん延防止	●緊急事態宣言時における対策（大阪府への協力） ・不要不急の外出自粛要請 ・施設の使用や催物の制限要請、指示	・感染拡大の可能な限りの抑制
(3) 予防接種	●特定接種の対象者（登録事業者）について考え方を整理（参考資料）	・社会機能維持
	●住民への新臨時接種を規定	・適切な接種体制の確立
(4) 市民生活及び市民経済の安定の確保	●要援護者への生活支援	・市民生活の安定の確保

発生段階ごとの主な対策の概要

	未発生期	府内未発生期	府内発生早期	府内感染期	小康期			
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> 事前準備 府内発生 of 早期確認 に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 府内発生 of 遅延と早期発見 府内発生に備えて体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大をできる限り抑制 適切な医療提供 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制の維持 健康被害を最小限に抑制 市民生活・経済への影響の最小限化 	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制、市民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える 			
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画、マニュアル等の策定、見直し 連携体制の確立、訓練の実施等 	国・府・市・指定（地方）公共機関挙げての体制強化			<ul style="list-style-type: none"> 対策本部の設置 等 	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部の廃止 等 		
サーベイランス 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等に関する情報の収集 等 	発生段階に応じたサーベイランスへの協力			<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等に関する情報の収集 等 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等に関する情報の収集 等 		
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供、共有について庁内外の体制整備 等 	一元的な情報発信、市民へのわかりやすい情報提供			<ul style="list-style-type: none"> 多様な手段による情報提供 市民向けコールセンターの設置 等 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の受け手にとって適切な方法による提供 コールセンター等の充実強化 等 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の受け手にとって、適切な方法による提供 コールセンター等の継続 等 	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供のあり方の見直し コールセンター等の体制の縮小 等
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 個人レベル、地域職場レベルで感染予防や対応方法について普及啓発 予防接種体制の構築 等 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の準備、開始 等 住民接種の準備 等 	<ul style="list-style-type: none"> 市民等への手洗い、咳エチケット等の勧奨 住民接種の準備、開始 等 ◆緊急事態宣言発出時 外出自粛、施設の使用制限等 	<ul style="list-style-type: none"> 市民等への手洗い、咳エチケット等の勧奨 住民接種の継続 等 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた住民接種の継続 等 			
医療	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府への協力（大阪府の搬送体制確保への協力等） 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府への協力（帰国者・接触者相談センターの周知等） 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府への協力（帰国者・接触者外来等による診療体制への協力） 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き大阪府への協力及び在宅療養患者への支援 ◆緊急事態宣言発出時 ・医療等の確保要請 ・臨時の医療施設の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の医療体制へ 			
市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への生活支援策の検討 物資及び資材等の備蓄 等 火葬能力等の把握 等 	<ul style="list-style-type: none"> 職場における感染予防策の準備 消費者としての適切な行動の呼びかけ 事業者へ売惜しみ等生じないように要請 一時的遺体安置施設の準備 等 	<ul style="list-style-type: none"> 職場における感染予防の要請 消費者としての適切な行動の呼びかけ 事業者へ売惜しみ等生じないように要請 等 ◆緊急事態宣言発出時 ・指定（地方）公共機関は業務実施に必要な措置開始 ・緊急物資の運送 ・生活関連物資等の価格の安定 	<ul style="list-style-type: none"> 職場における感染予防の要請 消費者としての適切な行動の呼びかけ 事業者へ売惜しみ等生じないように要請 等 ◆緊急事態宣言発出時 ・指定（地方）公共機関は事業継続 ・緊急物資の運送 ・生活関連物資等の価格の安定 ・要援護者への生活支援 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者としての適切な行動の呼びかけ 事業者へ売惜しみ等生じないように要請 等 ◆緊急事態宣言発出時 ・業務の再開、緊急事態措置の縮小もしくは中止 等 			

※段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。